# ふれあい出店の留意事項

#### 1 開催時間

ふれあい出店は午前10時から午後4時まで開催します。この時間帯は常時、 ブースには、必ずスタッフを配置してください。

# 2 搬入(準備)・搬出(撤収)

搬入・搬出は事前に通知する指定時間に行ってください。

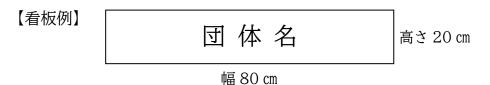
なお、準備の際は会場の施設管理の関係上、<u>車両をブースに横付けできません。</u>また、撤収は午後4時以降、車の搬入は午後4時30分以降に行い、時間内に商品が売り切れた場合でも、時間厳守でお願いします。

# 3 通行許可証・駐車場

申込書の搬入車両には、車両通行許可証を発行します。但し、駐車場は1団体につき1台分を上限に、京阪百貨店立体駐車場を確保いたします。なお、それ以上の台数については、各団体で駐車場の確保をお願いします。

#### 4 表示看板

団体名などを記載した看板を準備し、出店場所に掲示してください。看板の 規格は、高さ 20 c m×幅 80 c mを標準とします。



#### 5 水道使用

水道を利用される団体は、共同取水のため、バケツ等を用意してください。

#### 6 火気取り扱い

プロパンガス等の火気を使用される団体は、各自<u>消火器を備えて</u>万全を期してください。また、火気器具を直接机の上に置くことが出来ませんので、各自耐熱シート等をご準備ください。詳細は、資料2「守口消防署長の通知」を参照し、遵守してください。

※ カセットコンロの取り扱いには注意してください(ボンベが熱される使い方は禁止です。)。

#### 7 電気使用

電源は、テント奥側の予定です。必ず、延長コードを準備してください。

# 8 飲食

「臨時出店届」又は「露店営業許可証の写し」を必ず事務局に提出してください。なお、食品を取扱う団体は、必ず三方囲みのテント及びテント内に洗浄設備(シンク)を設け、衛生面に留意してください。

出店及び取扱可能品目等に関する詳細は、保健所資料3「臨時出店届について」及び「露店営業を行うにあたって」を参照し、遵守してください。

※ 取り扱う食品や販売形態によっては、保健所からの指導により別途届出が 必要となる場合がありますので、予めご了承ください。

### 9 クリーン推進

実行委員会の指定時間に、クリーンスタッフを1人派遣してください。

# 10 雨天等による中止

雨天決行ですが、中止する団体は、事前に連絡をしてください。荒天等により中止する場合は、決定時期に応じて電話や郵送などにより通知します。

#### 11 その他

- (1) 持込備品がある場合は、申込書に記載してください。
- (2) 出店で出たゴミは、各自持ち帰ってください。
- (3) 飲食の食器等は、ゴミの再生及びゴミの減量に取り組んでください。
- (4) 通路等に、はみ出す物品等の設置は認めません。
- (5) 販売・展示は、必ずブース内で行ってください。
- (6) 申込みにより、広報物への写真掲載に同意したものとみなします。
- (7) 出店の待機列は、各自で整理してください。
- (8) 販売した商品に関して発生した事故やトラブルについては、すべて出 店者の責任において適切に対応してください。実行委員会はその責任 を一切負いません。
- (9) その他、会場利用上の注意事項を遵守してください。

以上の留意事項を遵守し、当日は実行委員会担当者の指示に従ってください。